

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安業務規程の制定又は変更の認可
概要	保安機関は、保安業務規程を制定又は変更する場合、市長の認可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	保安業務規程に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第2項に規定する事項が定められていることを確認します。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第39条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について (令和3年2月25日保局第1号)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	保安業務規程の制定又は変更の認可を受けようとするとき
提出方法	保安業務規程認可申請書に保安業務規程を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	